

社会保険 いわて

7月

奇数月発行／2020No.802

- 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について
- 健康保険被扶養者認定事務にかかるお願い
- 「健康保険委員」を募集しています!
- 高額療養費制度を利用する約6割の方が
限度額適用認定証を使用しています!
- 健康を考えるきっかけ、メールマガジン配信中!
- 社労士通信 vol.2
- 社会保険協会からのお知らせ
- 8月・9月の年金出張相談所日程



画と文／千葉てるお

■壮大な陸と海の恩恵輝く田野畑村

かつて城下に塩を供給した塩の産地です。
牛と共に歩んだ歴史は酪農へと受け継がれ
自然放牧から搾られる濃厚で良質な牛乳を使った
様々な自慢の製品が生まれています。
海では壮大な景観とぶれあいを楽しむことができる
豊かさが悠久よりうちよせ輝いています。
心身リフレッシュにお出かけください。



一般財団法人 岩手県社会保険協会ホームページ…<http://www.syahokyo-iwate.com/>
日本年金機構ホームページ……………<http://www.nenkin.go.jp/>
協会けんぽホームページ……………<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主の皆さまへ 厚生年金保険料等の納付猶予の特例について



■猶予(特例)の概要

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主の方にあっては、申請により、厚生年金保険料等の納付を、**1年間猶予**することができます。
- この納付猶予の特例が適用されると、**担保の提供は不要**となり、**延滞金もかかりません**。



■対象となる事業所

以下の①、②のいずれも満たす事業所が対象となります。

- ①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること(収入の減少が20%に満たない場合は、管轄の年金事務所にご相談ください。)
- ②厚生年金保険料等を一時に納付することが困難であること



■対象となる厚生年金保険料等

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象となります。

■申請方法

- 「納付の猶予(特例)申請書」を管轄の年金事務所に提出してください。(郵送で申請いただけます。)

※申請書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

※預金通帳や売上帳等をもとに申請書を作成してください。根拠となる書類を確認させていただく場合等がありますが、書類の準備が難しい場合は、職員が聞き取りによりお伺いしますので、まずは、申請書のみを提出いただいて差し支えありません。

※国税、地方税、労働保険料等の納付猶予の特例が許可された場合は、その際の申請書と許可通知書の写しも合わせて提出いただくことにより、申請書の一部記載が省略できます。

- 指定期限までの申請が必要です。

※「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されますので、ご注意ください。

※申請にあたっては、管轄の年金事務所へご相談ください。猶予制度に関する一般的なご質問については、厚生年金保険料納付猶予相談窓口でもお受けしております。

〈厚生年金保険料納付猶予相談窓口〉
☎0570-666-228(ナビダイヤル)

※050で始まる電話ではご利用いただけません。一般電話もしくは携帯電話にておかけください。

受付時間：月～金(土日祝日は除く) 8:30～17:15

※お電話でのご案内のみとなります。おかけ間違いのないようご注意ください。

健康保険被扶養者認定事務にかかるお願い



平成30年10月1日から、「健康保険被扶養者(異動)届」の添付書類の取扱いが変更となり、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際は、証明書類に基づき身分関係及び生計維持関係を確認の上、認定することとなりました。

なお、一定の要件を満たしている場合には、証明書類の添付を省略することが可能となりますので、「健康保険被扶養者(異動)届」を届出いただく際は、次の取扱いをご確認の上、ご提出いただきますようお願いいたします。

※添付省略の要件を満たしておらず、証明書類が添付されていない場合は、事業主様へ届書を返戻の上、証明書類の提出等をご案内させていただきます。

届出に必要な添付書類の取扱い

平成30年10月1日以降の「健康保険被扶養者(異動)届」にかかる取扱いは次のとおりです。

なお、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは「項番①・②」を、別居しているときは「項番①・②・③」の取扱いを参照してください。

＜添付書類等一覧＞

項番	目的	添付書類	添付の省略ができる場合
①	続柄の確認	次のいずれか ・戸籍謄本または戸籍抄本 ・住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	次のア・イの両方に該当する場合 ア 被保険者と扶養認定を受ける方それぞれのマイナンバーが届書に記載されている イ 左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを事業主が確認し、備考欄の「続柄確認済み」の口に✓を付している(または「続柄確認済み」と記載している)
②	収入の確認	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを事業主が確認し、事業主確認欄の「確認」を○で囲んでいる ※3 イ 扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満
③	別居の確認	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・振込の場合…預金通帳等の写し ・送金の場合…現金書留の控え(写し)	次のアまたはイのいずれかに該当する場合 ア 扶養認定を受ける方の年齢が16歳未満 イ 扶養認定を受ける方が16歳以上の学生

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)
◎60歳以上の方

◎障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害・遺族年金、傷病手当金、失業給付等、非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

*被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要です。ただし、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

年金を増やしてみませんか？ まずは、資料請求を！

全国国民年金基金 岩手支部

フリーダイヤル 0120-65-4192

<https://www.zenkoku-kikin.or.jp/>

〒020-0024 盛岡市菜園一丁目3番6号 農林会館9階

「健康保険委員」を募集しています！

岩手県内
2,300名以上が
登録

こんなことで悩んでいませんか？

- 従業員から健康保険に関する質問や相談を受けても答えられない…
- 健康保険の申請書の書き方にいつも悩んでしまう…
- 分かりやすい健康保険のガイドブックが欲しい…

そのようなお悩みを抱える皆さまへ！

協会けんぽ岩手支部では、職場の従業員の方々と協会けんぽの距離を縮める橋渡しの役割を担っていただく「健康保険委員」を随時募集しています。

すでに岩手県内では**2,300名**を超える方にご活躍いただいています。この機会にぜひ、ご登録をご検討ください！

●健康保険委員のメリット

- 制度改正等の最新情報を広報紙にて定期的にご提供します
- 健康保険制度の内容をまとめた「**協会けんぽ ガイドブック**」をご提供します
- 委員としての活動年数、実績に応じた表彰制度があります
- 登録料・会費など**すべて無料**です

●健康保険委員の活動内容

●健康保険事業の広報支援・相談役

従業員の皆様へ協会けんぽからの広報紙やパンフレットなどをご覧いただけるよう、回覧・掲示等をお願いします。また、従業員様からの健康保険に関するご相談にも可能な限りご対応をお願いいたします。

●各種事業の推進

職場の皆様の健康づくり、健康診断受診の案内など各種事業に関する呼びかけをお願いします。

●健康保険に関するモニター

協会けんぽの事業運営や各種サービスに関し、加入者の立場から気づいたことをお知らせください。
また、健康づくりに関するご意見や職場での健康づくりの紹介事例などをお寄せください。

※日常業務に支障のない範囲でご活動ください。

健康保険委員の登録方法や条件につきましては、
協会けんぽ岩手支部のホームページよりご確認ください！

協会けんぽ岩手支部 健康保険委員

検索 🔍

高額療養費制度を利用する
約6割の方が

限度額適用認定証を使用しています！

限度額適用認定証とは、**70歳未満**の方が入院や通院で医療費が高額になる場合に、窓口でのお支払いを「自己負担限度額」までに抑え、一時的な金銭的負担と後々の手続きの軽減ができるものです。



高額療養費と限度額適用認定証は何が違うの？

A 高額療養費は、医療機関の窓口で高額なお金を**支払った後の申請**。
限度額適用認定証は、医療機関の窓口で高額なお金を**支払う前の申請**です。

70歳未満の方が限度額適用認定証を医療機関窓口で提示した場合、自己負担限度額は被保険者の所得区分によって分類されます。

被保険者の所得区分	自己負担限度額	多数該当 ^{※3}
区分ア（標準報酬月額83万以上）	252,600円+（総医療費 ^{※1} －842,000円）×1％	140,100円
区分イ（標準報酬月額53万～79万円の方）	167,400円+（総医療費 ^{※1} －558,000円）×1％	93,000円
区分ウ（標準報酬月額28万～50万円）	80,100円+（総医療費 ^{※1} －267,000円）×1％	44,400円
区分エ（標準報酬月額26万円以下の方）	57,600円	44,400円
区分オ（低所得者） ^{※2} （被保険者が市区町村民税の非課税者等）	35,400円	24,600円

※1 総医療費とは保険適用される診療費用の総額（10割）です。

※2 被保険者が市区町村民税の非課税者等である場合です。ただし、「区分ア」または「区分イ」の方は対象外です。

※3 療養を受けた月以前の1年間に、3か月以上の高額療養費の支給を受けた（限度額適用認定証を使用し、自己負担限度額を負担した場合も含む）場合には、4か月目から「多数該当」の自己負担限度額が適用になり、自己負担額が軽減されます。

窓口負担
イメージ

- ・1か月の総医療費（10割）：100万円
- ・所得区分：70歳未満 区分エ（標準報酬月額26万円以下の方）
- ・窓口負担割合：3割

限度額適用認定証を
提示しない場合

300,000円（3割負担）を医療機関窓口で支払い、後日高額療養費を申請することにより、242,400円が払い戻されます。（※支払まで3～4か月の期間を要します）

限度額適用認定証を
提示した場合

57,600円（自己負担限度額）を支払い、高額療養費の申請が不要となります。

注意

70歳以上75歳未満の方の場合、「高齢受給者証」が限度額適用認定証の代わりになりますので申請書の提出は不要です。（ただし、低所得者および現役並み所得者〔標準報酬月額28万～79万円の方〕を除く）

高額な医療費がかかる事が予想される場合は、事前に限度額適用認定証を
申請しましょう！ 申請書は協会けんぽホームページからダウンロード！

【お問い合わせ】協会けんぽ岩手支部業務グループ ☎019-604-9070

健康を考えるきっかけ、メールマガジン配信中！

協会けんぽ岩手支部ではメールマガジンを毎月定期的に配信しております。
いま知りたい健康保険の情報はもちろん、インセンティブ制度を紐解く特集コーナーや健康情報等をお届けします。
この機会にぜひ、ご登録をご検討ください！

〈役立つ情報をいち早くゲット！〉

◆お役立ち Topics

各種手続き

最新情報

インセンティブ制度

健康情報

〈入会費・年会費 **無料**〉
登録かんたん！

〔QRコードからアクセス！〕



一関・宮古・花巻年金事務所内 協会けんぽ窓口終了のお知らせ

誠に勝手ではございますが、協会けんぽの出張窓口（一関・宮古・花巻）を終了することといたしました。終了日は以下のとおりとなります。

最終営業日 花巻窓口：令和2年5月29日[金] 終了しました
一関・宮古窓口：令和2年9月30日[水]

ご利用いただいておりますお客様につきましては、ご不便をおかけしますが、何卒、ご理解を賜りますようお願いいたします。

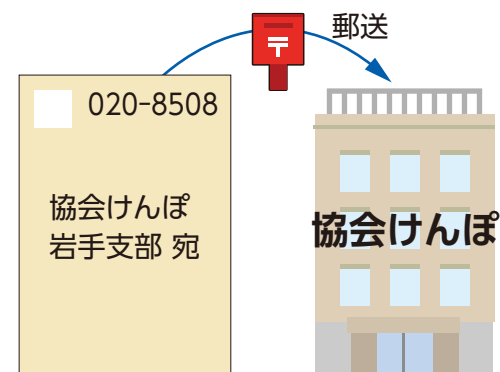
また、協会けんぽの各種申請書につきましては、新型コロナウイルスへの感染リスクを軽減する観点からも、郵送によるご申請にご協力いただきますようお願いいたします。

■申請には郵送が便利！

◆封筒に下記郵便番号+協会けんぽ支部名を記入をするだけで郵送することができます。



〒：020-8508
協会けんぽ 岩手支部 宛



今般の新型コロナウイルス感染症の流行に関しましては、予想以上に社会・経済的に大きな影響が生じています。この困難な状況乗り越えるため国・各自治体において様々な支援制度が施行されていますが、中でも今回は①緊急対応期間（令和2年4月1日～9月30日）における雇用調整助成金と②社会保険料の納付猶予の特例という二つの特例措置をご紹介します。（令和2年6月12日現在）



A社労士：雇用調整助成金をご存じですか。

B社長：よく新聞やニュースでも取り上げられていますね。確か、休業させた従業員に休業手当等を支払った場合に助成されるのではしたか？

A社労士：その通りです。そして緊急対応期間は、支給要件や助成率が通常よりも緩和・拡充されています。

B社長：私の会社でも、新型コロナウイルスの影響で客数が減少しているため、休業するか従業員に交代で休んでもらうかを検討しているのですが、助成金の対象になるのでしょうか？

A社労士：この助成金が対象となるには、大まかにいうと、雇用保険適用の事業所であって

①新型コロナウイルスの影響により売上等が前年同月比等で5%以上減少していること

②労使間の協定等により休業を実施し休業手当を支払っていること

が要件となります。以上の要件に当てはまれば助成金の対象となる可能性は高いと思われます。具体的に対象となるかどうかはお近くのハローワークもしくは岩手労働局の助成金相談コーナーに相談することもできますよ。



緊急対応期間中は、助成率も優遇されていますので、雇用の維持のためにもぜひ有効に活用したいものです。

B社長：この制度をうまく利用できれば、賃金の負担が軽減されるのはもちろん、従業員の生活も一定保障してあげることができそうですね。



A社労士：従業員の生活もありますからね。

B社長：そこで賃金は助成金でカバーできるとしても、新型コロナウイルスの影響で売上等が減少する中では社会保険料を納付し続けるのが厳しいこともあります。なにか支援はありますか？



A社労士：社会保険料の納付猶予についても特例措置が実施されています。新型コロナウイルスの影響で一定の売上等の減少が生じた場合、納付猶予の適用を受けることができます（令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するものが対象）。適用を受けることができれば、社会保険料を1年間猶予することができます。



B社長：猶予というと、いずれは納付しなければいけない、ということですよね？

A社労士：その通りです。免除と違い猶予ですのでいずれは納付しなければなりませんが、猶予期間中は延滞金がかかりませんので、資力が回復した時に納付するという選択が可能になります。



B社長：なるほど。まずは一番大変な時期を乗り切ることが最優先なので、この制度の利用も検討してみたいと思います。

A社労士：お問い合わせの窓口は管轄の年金事務所になります。申請の手続きや申請書の記入方法等については、年金事務所の担当者がご相談に応じてくれますので、お困りの場合はぜひご活用ください。

ささいな事でもお気軽にどうぞ！
詳しくはお近くの
社会保険労務士にご相談ください。
ホームページ▶ <http://www.iwate-sr.jp>



社会保険協会からのお知らせ

一般財団法人岩手県社会保険協会では、「令和元年度事業報告及び収入支出決算」について理事会及び評議員会において承認されました。令和元年度事業報告の概要については次のとおりです。

【令和元年度事業報告の概要】

■制度広報活動

- 制度広報紙「社会保険いわて」の隔月発行
- 会員事業所に対する制度図書などの無償配布
 - ・「社会保険の事務手続（適用・給付版）」(5月)
 - ・「働き方改革マニュアルシート」(7月)
 - ・「すこやかファミリーカレンダー」(11月)
 - ・「社会保険事業カレンダー（年齢区分社会保険手続）」(1月)
 - ・「会社を退職される方の社会保険の手続」(3月)
- 会員事業所の年金・健康保険委員に対する制度図書などの無償配布
 - ・「年金・健康保険委員必携」(9月)
 - ・「社会保険ダイアリー」(11月)
 - ・「全国社会保険委員会連合会会報(第32号)」(11月)

■健康づくり事業及び保健事業

- 「民話の里 遠野ウォーク」 5月開催 協力：民話のまち 遠野ウォーキング協会
- 「鞍掛山 軽登山」 6月開催 協力：滝沢市山岳協会
- 「健康ウォークin平泉」 11月開催 協力：平泉歩こう会
- 健康づくり実施事業所への保健師等の講師派遣
- 健康づくり・疾病予防対策DVDの貸出し

■会員拡大対策

- 新規適用事業所に対し文書による会員加入勧奨(隔月)
※開示請求資料による

■福利厚生事業(会員様限定)

- 「ゴルフ大会」 9月開催 盛岡南ゴルフ倶楽部(花巻市)
- 「施設利用会員証」の発行
- 文化事業(音楽、演劇等)の優待案内(7月、9月、3月)

■研修事業関係

- 「新任事務担当者研修会」
 - ・4月開催：久慈市、一関市、宮古市、北上市、盛岡市
 - ・研修内容：「厚生年金・健康保険適用関係の事務手続」、「健康保険給付の概要」
- 「社会保険実務研修会」
 - ・7月開催：花巻市、釜石市、奥州市
 - ・9月開催：滝沢市、一関市(藤沢町)、二戸市
 - ・研修内容：「60歳以後の年金額調整のしくみ」、「健康保険の事務手続き」、「雇用保険の事務手続き」
- 「ビジネスセミナー」
 - ・8月開催：「働き方改革関連法の施行に伴って取り組むべき重要ポイント」
(二戸市) 講師 社会保険労務士 佐々木 広美 氏
 - ・10月開催：「働き方改革への対応と労務管理の具体策」
(釜石市) 講師 社会保険労務士 崎山 美智穂 氏
 - ・2月開催：働き方改革・同一労働同一賃金、パワハラ防止法
(盛岡市) 講師 社会保険労務士 佐々木 誠 氏

■社会保険委員会(年金・健康保険委員)への活動支援

- 「年金・健康保険委員功労者表彰伝達式」共催事業(11月)

◆令和2年度「研修事業」の中止について

今年度予定しておりました研修事業につきましては、新型コロナウイルス感染予防(「三密」など)に考慮した会場の確保が困難なためすべての講習会及びセミナーを中止とさせていただきますのでご理解いただきますようお願いいたします。

年金出張相談所 ****

会 場	8月	9月	時 間
盛岡			
八幡平市役所(多目的ホール)	13(木)	10(木)	10:00~15:30
ゆはず交流館(岩手町)	19(水)	16(水)	10:00~15:30
葛巻町役場	26(水)	9月はお休みです	10:30~15:00
紫波町役場	8月はお休みです	23(水)	10:00~15:30
一関			
陸前高田市役所	20(木)	9月はお休みです	10:30~15:30
大船渡市役所	27(木)	24(木)	10:30~15:30
奥州市役所(本庁)	8月はお休みです	3(木)	10:00~15:00
奥州市役所(江刺総合支所)	6(木)	9月はお休みです	10:00~15:00
宮古			
青葉ビル第1・2研修室(釜石市)	20(木)	17(木)	10:00~15:30
花巻			
遠野市役所本庁舎3階	6(木)	3(木)	10:30~15:30
二戸			
久慈市文化会館(アンバーホール)	6(木)	10(木)	10:30~16:00
	27(木)	24(木)	10:30~16:00

※各会場とも電話による時間予約制を実施しています。相談日の前日までに管轄の年金事務所へご予約ください。

年金相談のご案内

県内の年金事務所では、通常の業務取扱時間のほか下記時間帯も年金相談を受けられます。

- ①月曜日(祝日にあたる時は翌開所日)午後7時まで受付を延長
- ②第2土曜日は、休日相談日9:30~16:00まで受付

※相談の内容によっては、翌日以降の回答となる場合があります。※変更される場合がありますので、各年金事務所へご確認のうえお出かけください。

- 盛岡年金事務所 ☎019-623-6211(代)
- 一関年金事務所 ☎0191-23-4246(代)
- 宮古年金事務所 ☎0193-62-1963(代)
- 花巻年金事務所 ☎0198-23-3351(代)
- 二戸年金事務所 ☎0195-23-4111(代)